平成２８年（フ）第１９７４号
札幌市西区発寒５条４丁目１番47号
債務者　松山さとみ
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小野むつみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月４日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１１６２号
札幌市白石区平和通10丁目北９番23―201号
債務者　下城　貴則
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鬼頭　知一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月４日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２４６号
静岡市葵区川合１丁目１番７―503号
債務者　萩原　雅美
1　決定年月日時　平成29年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　靍岡　寿治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月３日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２０８０号
大阪府枚方市南中振１丁目63番20―105号
債務者　藤本　聖児
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　春木　由香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月16日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１３３号
佐賀県鳥栖市田代外町1513番地12　セジュール紅葉Ⅱ208
債務者　山田　大輔
1　決定年月日時　平成29年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　下津浦　公
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月５日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３１号
長崎県諫早市川内町154番地９　エクセルコート101号
債務者　木村　　瞳（旧姓北御門）
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　牟田　伊宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月11日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２９年（フ）第２２８０号
京都市右京区太秦朱雀町１番地195
債務者　道政　典子
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　和人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月23日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１６２号
北海道函館市梁川町27番18号
債務者　本間　泰行
1　決定年月日時　平成29年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第７１号
山形市印役町５丁目３番63号
債務者　高橋かおり
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第７５号
山形県上山市細谷字深田330番地の３
債務者　**菊**池　裕太
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第９３号
岡山県倉敷市大内963番地１　コーポ日総Ａ―101
債務者　長濵　　遥
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第５０号
島根県飯石郡飯南町八神633番地２、前住所島根県飯石郡飯南町八神200番地２
債務者　難波　美奈
1　決定年月日時　平成29年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５１号
松江市玉湯町湯町1102番地９
債務者　和田　道太
1　決定年月日時　平成29年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第６５３号
埼玉県川口市原町16番２号　オレンジ203号
債務者　山田　果歩（旧姓五嶋）
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第７２３号
さいたま市緑区大字中尾1393番地８　タンポポハイツ203
債務者　大城　典雄
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３３９号
埼玉県草加市柳島町284番地　クローネ関205号
債務者　及川　勝己
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第３５５号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏203番地１　かしのき荘307
債務者　新井　美里
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１６９号
埼玉県本庄市児玉町入浅見1125番地67　ＨＫハイツⅡ201号室
債務者　笠原　　勉
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部